

## 米国法令の遵守

●米国政府から米国に所在するすべての外国公館に対して法令の遵守についての注意喚起がありました。本件の高い重要性を踏まえ、以下の通り注意喚起いたしますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

●米国への不法入国、不法滞在やその他の法令違反（飲酒運転等）は、逮捕・罰金・懲役、さらには査証・滞在資格が取消され、国外退去となり、その後再入国禁止となる可能性がありますので、注意してください。

●米国の出入国、滞在等に関してご質問、お困りごとがあれば、当館又は最寄りの総領事館にご相談ください。法的なアドバイスをお求めの場合には、移民法分野の弁護士をHPで紹介しておりますので参考にしてください。

### 本文

1. 今般、米国政府から日本を含む各国大使館・総領事館に対して、米国内における法令の遵守についての注意喚起がありました。

米国政府からの連絡では、米国への不法入国、米国内において滞在期限を超過し不法滞在となる、あるいはその他の法令違反をすると、逮捕・罰金・懲役のリスクがあるほか、国外退去処分とされる可能性もあること、また、国外退去となった場合、米国への再入国が永久に禁止される可能性もある旨、自国民に周知するよう各国公館に求めています。

在留邦人及び渡航者の皆様におかれては、米国において、不法入国、不法滞在、法令違反行為（査証・滞在資格外活動や飲酒運転等）を行った場合、逮捕・拘留されたり、多額の罰金が課されるリスクがあることを改めて十分に認識願います。また、米国査証発給後や米国入国後も、SNS上での言動も含め、米国による保安審査の対象となり続ける可能性があります。その結果として、米国滞在許可条件を遵守していないと判断された場合、査証・滞在資格が取消され、国外退去等となり、その後再入国が禁止される可能性もありますので、十分御注意ください。

2. 米国の出入国、滞在に係る法律制度や手続き等について支援・助言が必要な方は当館又は最寄りの総領事館にご相談ください。また、この分野の弁護士をHPで紹介しておりますので参考にしてください（下記ご参照）。なお、万一逮捕・拘禁された場合には、現地警察等に対し、当館又は最寄りの総領事館に連絡するよう要請してください。

3. 米国査証・滞在資格に関しては、緊密に米側と意思疎通してきており、引き続き、領事メール等を通じて情報提供してまいります。

### 【参考】

●当館ホームページ「弁護士・法律事務所リスト」

[https://www.miami.us.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/list\\_of\\_lawyer.html](https://www.miami.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/list_of_lawyer.html)

【在マイアミ日本国総領事館】

Consulate General of Japan in Miami

80 S.W. 8th Street, Suite 3200, Miami, FL 33130

電話:305-530-9090

代表 HP: <http://www.miami.us.emb-japan.go.jp>

○このメールの送信アドレスは送信専用です。

○このメールは在留届・メールマガジン・たびレジに登録されたメールアドレスに自動的に配信されています。

○「たびレジ」簡易登録をした方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いします。

URL : <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>